第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムの開催会場の公募について

令和4年4月 法務省大臣官房国際課

法務省大臣官房国際課では、令和4年12月に第2回法遵守の文化のためのグローバ ルユースフォーラムの開催を予定しており、本フォーラムの会場について、下記のとお り公募しますので、応募方法に従ってお申し込みください。

記

1 第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムの目的等

令和3年2月に京都で開催された京都コングレス・ユースフォーラムでは、安全・ 安心な社会の実現に向けた40項目の勧告が採択され、同年3月に開催された第14 回国連犯罪防止刑事司法会議 (京都コングレス)に提出された。同勧告は京都コング レスの議論に若者ならではの新鮮な視点を提供するものであり、各国から高い評価の 声が寄せられたほか、京都コングレスの成果文書である「京都宣言」では、ユースフ オーラムの開催などを通じた若者のエンパワーメントの重要性が指摘されている。そ こで、法務省では、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)の協力の下、「法遵守の文 化のためのグローバルユースフォーラム」を定期的に開催することとし、同年10月 に開催された第1回に引き続き、本フォーラムを開催するものである。

2 第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムの概要

(1) 開催日時:令和4年12月3日(土)及び同月4日(日)

(2) 参加者:来場参加者 100名程度を予定

基調報告者など関係者 20名程度を予定

> 60名程度を予定 オンライン参加者

(3) スケジュール (案)

令和4年12月2日(金)

会場設営・リハーサル

令和4年12月3日(土)

受付開始 (午前9時)

開会式 • 全体会合 (午前10時15分)

昼食 (午後零時10分)

分科会 (午後1時30分)

懇親会 (午後5時30分)

(午後7時) 1日目終了

令和4年12月4日(日)

分科会 (午前10時) 昼食 (午後零時)

(午後1時30分) 分科会

全体会合・閉会式(午後4時)全日程終了(午後6時)撤去作業(午後9時)

3 会場の条件

以下の条件を備えた会場を確保できること。

(1) 会場全体の条件

ア 京都府京都市内に所在していること。

- イ (2)の条件を満たす会場・施設等を確保すること(各会議場の附帯設備(音響・照明等)の使用を含む。)。
- ウ 建物内にエレベーター又はエスカレータを備えていること。
- エ 敷地内に駐車場又は駐車場所を有すること。
- オ 会場内において、セキュリティの確保された高速インターネット環境(有効転送速度 1 Gbps 以上)を確保できること。
- カ 空調設備等、施設のトラブルに対し、対応できる職員が当日に常駐していること。
- キ 皇族御臨席の式典等の会場を提供した実績があること。

(2) 各会場・施設等の条件

ア 会議会場

(ア) 全体会合用会議室

必要数:1

想定人数:120名程度

広さ:900㎡以上

その他:・ 想定人数を収容できる能力(座席)を有すること。

- 必要な机・椅子を備えていること。
- 会場内にステージ(舞台)を設置できること。
- 音響・照明設備、AV機器を備えていること。
- 講演者卓、司会者卓、複数の有線マイク及び無線マイクを備えていること。
- プロジェクター、スクリーンを備えていること。
- 出演者が待機する控室を備えていること。

(イ) 分科会用会議室

必要数:2

想定人数:60名程度(1室当たり) 広さ:450㎡以上(1室当たり)

その他:・ 想定人数を収容できる能力(座席)を有すること。

- 必要な机・椅子等を備えていること。
- 会場内にステージ(舞台)を設置できること。
- 音響・照明設備、AV機器を備えていること。
- ・ 講演者卓、司会者卓、複数の有線マイク及び無線マイクを備

えていること。

プロジェクター、スクリーンを備えていること。

イ 来賓等控室

必要数:3

想定人数:6名(1室当たり) 広さ:40㎡以上(1室当たり)

その他:必要な机・椅子等を備えていること。

ウ スタッフ控室

必要数:3

想定人数:15名程度(1室当たり) 広さ:100㎡以上(1室当たり)

その他:必要な机・椅子等を備えていること。

工 講師等控室

必要数: 1

想定人数:15名程度(1室当たり) 広さ:100㎡以上(1室当たり)

その他:必要な机・椅子等を備えていること

才 参加者等控室

必要数:1

想定人数:15名程度(1室当たり) 広さ:100㎡以上(1室当たり)

その他:必要な机・椅子等を備えていること

力 懇親会等会場

必要数:1

想定人数:120名 広さ:800㎡以上

その他:・ 想定人数を収容できる能力(座席)を有すること。

・ 必要な机・椅子等を備えていること。

会場内にステージ(舞台)を設置できること。

音響・照明設備、AV機器を備えていること。

司会者卓、複数の有線マイク及び無線マイクを備えていること。

プロジェクター、スクリーンを備えていること。

(3) 飲食物の手配について

ア 昼食の提供

(ア) 懇親会等会場又は分科会用会議室において、参加者等に対し、12月3日

- (土)及び4日(日)の昼食(飲料(ソフトドリンク)を含む。)を提供すること。
- (4) 食事の形式は、全日ともに着席(弁当方式)とする。
- (ウ) 食事のメニューについては、各種の食物アレルギー、思想・宗教的な食事の制限に配慮すること。また、弁当には、メニュー表を付けること。
- (エ) 昼食(飲料を含む。)は、1回1人あたり1,500円相当とし、実費精算とする。見積金額については、一律360,000円(税抜)を計上すること。

イ 夕食の提供

- (ア) 懇親会等会場において、参加者に対し、12月3日(土)の夕食(飲料(ソフトドリンク)を含む。)を提供すること。
- (4) 夕食の形式は、着席(ビュッフェ方式、コース方式又は弁当方式)とする。
- (ウ) 食事のメニューについては、各種の食物アレルギー、思想・宗教的な食事の制約に配慮すること。また、ビュッフェ方式の場合には、使用食材の英語表記を記したプレートをそれぞれの料理付近に配置すること。コース方式及び弁当方式の場合には、メニュー表をつけること。
- (エ) 夕食(飲料を含む。)は1人あたり8,000円相当とし、実費精算とする。 見積金額については、一律960,000円(税抜)を計上すること。

ウ リフレッシュメントの提供

- (ア)参加者等に対し、12月3日(土)及び4日(日)に、飲料水、茶菓子等を提供すること。飲料水は、各日缶ボトルで会議参加者に提供すること。
- (イ)飲料水は1本あたり300円相当とし、実費精算とする。見積金額については、一律72,000円(税抜)を計上すること。茶菓子等は、1人あたり600円相当とし、実費精算とする。見積金額については、一律144,000円(税抜)を計上すること。

4 会場借用期間

- (1) 会場借用期間
 - ア 上記3(2)ア及びウについて

令和4年12月2日(金)午前9時から同月4日(日)午後9時まで

イ 上記3(2)イ、エないしカについて

令和4年12月3日(土)午前8時から同月4日(日)午後9時まで

- (2) 会場使用時間
 - ア 上記3(2)ア及びウについて

令和4年12月2日(金)午前9時から午後5時まで 令和4年12月3日(土)午前8時から午後6時まで 令和4年12月4日(日)午前9時から午後9時まで

イ 上記3(2)イについて

令和4年12月3日(土)午前8時から午後1時まで

令和4年12月4日(日)午前9時から午後6時まで

- ウ 上記3(2)エについて
 - 令和4年12月3日(土)午前8時から午後9時まで 令和4年12月4日(日)午前9時から午後6時まで
- エ 上記3(2)オについて

令和4年12月3日(土)午前9時から午後6時まで 令和4年12月4日(日)午前9時から午後6時まで

オ 上記3(2)カについて

令和4年12月3日(土)午後零時から午後2時及び午後4時から午後8時まで

5 施設使用に係る借料の支払条件

- (1) 本公募による支払いは、施設使用料、附帯設備使用料及び飲食物の手配料とする。
- (2) 施設使用後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとする。

6 応募方法

本件公募に当たり、説明会の開催は予定していない。

応募方法等について質問がある場合は、下記(2)の担当者まで電話又はメールで問合せの上、応募者については、申込書(別添1)、実施証明書(別添2)及び証明資料を下記(4)のとおり提出すること。

なお、今回の申込書等の作成・提出に係る一切の経費は応募者の負担とする。 また、提出された書類等は採否にかかわらず返却しない。

(1) 申込書等提出期日

令和4年5月13日(金)午後6時必着

(2) 問合せ・申込書等提出先

法務省大臣官房国際課 担当:竹中

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 20階

電 話 03-3580-4111 内線(6781)

メールアドレス e. takenaka. mbp@i. moj. go. jp

(3) 応募資格

ア 自社で上記3の条件を満たす会場を保有し、運営する者であること。

イ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ウ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- エ 法務省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 申込書等提出方法

申込書等書類一式については、(2)の担当者までに直接(持参)又は郵送により3部(正本1部及び副本2部)提出するものとする。

関連資料には、次の項目について必ず明記すること。

- ア 標題は、「第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム会場の公募に関する書類」とし、同書類を作成した担当部署及び責任者を明示すること。
- イ 書類に関する連絡先(担当者、電話番号等)を明記すること。
- ウ「実施証明書」については、事実を証明する資料を添付すること。

7 選定方法

- (1) 提出された書類の内容等について、当省の担当者から質問をすることがあるので、 速やかに対応すること。
- (2) 応募後、必要に応じて、電話等による照会、追加資料の提出依頼、施設の見学等を行う場合がある。
- (3) 提出書類の審査や施設の実地調査により、上記3に掲げる各条件を具備し、借料、 交通の利便性、本フォーラムを実施するに相応しいか等を総合的に判断し決定する。 なお、借料が周囲の一般的な施設と比較し、はるかに高額な場合や、予算上借用 不可能と見込まれる場合等においては契約しない場合がある。
- (4) 審査結果については、応募者全員に5月23日(月)頃に連絡する。

以上